

(医療保険)

訪問看護サービス契約書

訪問看護 重要事項説明書

利用者 様

川辺訪問看護ステーション小菊

訪問看護サービス利用契約書 (医療保険用)

様 (以下「利用者」といいます) と医療法人菊野会 川辺訪問看護ステーション小菊 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について以下のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

1、 事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な訪問看護を提供し利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条 (契約期間)

1、 この契約期間は、契約締結月日から利用者終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第9条に定める事由が発生した場合は、その定める日までとします。

第3条 (訪問看護等サービスの内容)

1、 事業者は、利用者の希望を聞き主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。又必要に応じて訪問看護等計画の変更を行います。

2、 事業者は、訪問看護計画書に沿って利用者の居宅を訪問し、療養上の世話（清潔・排泄・食事等の援助や手技の指導、日常生活に必要な動作の訓練など）又は必要な診療の補助（医師の指示に基づき行う医療処置や医療機器の管理、理学療法・作業療法・言語療法など）及びこれらを進める上で必要とする主治医との連携・調整を行います。

3、 サービスの内容・利用回数等は利用者の合意により変更できます。又利用者は事業者に對し訪問看護等の変更を申し出ることができます。上記変更の申し出があった場合は調整し利用者に連絡します。

第4条 (緊急時の対応)

1、 事業者は、看護師等が現に訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合は臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を求めるなど必要な措置を講じます。

2、 安否確認のために、ご自宅内に入室させていただく場合がございます。
状況によって、救急・警察などの関連機関に必要に応じて情報を提供させていただく場合がございます。

第5条 (他のサービス提供者との連携)

1、 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2、 事業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議に参加し、保健医療サー

ビス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

第6条（利用者が利用するサービスの内容）

- 1、利用者が利用する訪問看護等サービスの保険適応の有無および料金は別紙重要事項説明書のとおりです。
- 2、訪問看護計画が変更となり、利用者が利用する訪問看護サービスまたは保険適応の有無に変更があった場合は利用者に変更の確認を行います。

第7条（利用料）

- 1、利用者は、医療保険の法定利用料に定める料金を支払います。
- 2、事業者は、利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3、事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4、事業者は、利用者に対し、毎月10日以降に前月分の料金の合計額の請求書とともに、内訳を記載した利用明細書をお渡ししますので、利用者は、料金を口座引き落とし又は、菊野病院受付窓口にお支払いいただくか、担当訪問看護師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に預ける方法でお支払いしていただけます。

第8条（利用料の滞納）

- 1、利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納し、事業者が利用者に対して3ヶ月以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの提供を一時停止することができます。
- 2、前項のとき事業者は、この利用契約を解除することもできます。

第9条（契約終了）

- 1、利用者は、事業者に対して、いつでも契約終了希望日の1週間の予告期間をおいて申し出等により、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変や急な入院など、やむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でも、この契約を解除することができます。
- 2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3、事業者は、利用者やその家族から従業員へのハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除することができます。
- 4、次の事由に該当した場合は、申し出等により、契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当の理由なくサービスを提供しなかった場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やそのご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- 5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設へ入所・医療機関へ入院又は転出した場合
 - ② 利用者が死亡された場合

第10条（損害賠償）

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。
但し、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

第11条（身分証携行義務）

事業者の責任者や看護師等は、常に身分証を携行し、初めて利用者の居宅を訪問したとき、利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条（秘密保持）

- 事業者及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- 事業者及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

第13条（個人情報保護）

利用者の個人情報保護は菊野会個人情報保護方針に基づいて適切に管理します。サービス担当者会議等で個人情報を利用する場合は、下記により必要最小限の範囲内で使用することとさせていただきます。

1 使用目的

- 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態・ご家族の状況を把握するためには必要な場合。
- 上記（1）の他、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- 現にサービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行った際に、医師・看護師等に説明する場合。
- 医療機関入院時、障害者支援施設・介護保険施設入所時の情報提供する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- 病院又は診療所（体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合）
- 相談支援事業所

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

第14条（苦情対応）

- 1、 利用者又はその家族は、利用した訪問看護サービスに苦情がある場合、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情の窓口は、重要事項説明書に記載のとおりです。
- 2、 利用者は、市町村・国民健康保険団体連合会などの苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3、 事業者は、利用者が1項および2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由に、利用者に不利なサービス提供を行うことはありません。
- 4、 事業者は、訪問看護等サービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。

第15条（人権の擁護および虐待防止、身体的拘束等）

- 1、 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。
- 2、 事業者は、サービス提供中に当従業員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 3、 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第16条（業務継続計画）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講じます。

第17条（契約外条項等）

- 1、 この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2、 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

訪問看護重要事項説明書 (医療保険)

<2025年12月1日現在>

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 菊野会
代表者名	菊野 竜一郎
所在地・連絡先	(住所) 鹿児島県南九州市川辺町平山3815 (電話) 0993-56-1135 (FAX) 0993-56-5654

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	川辺訪問看護ステーション小菊
所在地・連絡先	(住所) 鹿児島県南九州市川辺町田部田4862-3 (電話) 0993-56-4038 (FAX) 0993-56-5654
事業所番号	4664390046
管理者の氏名	新越 智子

（2）事業所の職員体制

管理者 1名（看護師）

看護師、准看護師 2.5名以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2.5名以上

事務 1名

（管理者は看護師と兼務）

（3）事業の実施地域

事業の実施地域	南九州市（川辺町・知覧町・頬娃町）南さつま市（加世田・金峰町・大浦町・笠沙町・坊津町の各所）
---------	--

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（4）利用日

利用日	平日・土曜
利用時間	8:30~18:00
休業日	日曜日・祝日・12月30日~1月3日

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により事業者の看護師等が訪問看護計画に基づき定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が訪問し、リハビリ治療を行います。

4 利用料金

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙（P 8～9）のとおりです。

（1）その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります。

（2）利用料等のお支払方法

事業者は利用者に対し毎月10日以降に、前月分の料金の合計額と内訳を記載した請求書をお渡しますので、利用者は料金を口座引き落とし又は、菊野病院受付窓口にお支払いいただくか、担当訪問看護師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に預ける方法でお支払いしていただきます。

5 事業所の特色等

（1）事業の目的

医療法人菊野会の開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の看護師等が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）又は疾病により継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が必要を認めた者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（2）運営方針

事業者の看護師等は、利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の提供に当たって、事業者の看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 檜校 公子
	ご利用時間 8：30～18：00（月～土）
	ご利用方法 電話（0993-56-4038）

*お客様が居住している市町村にもご相談や苦情を受理する窓口があります。

- 知覧町 83-2511 川辺町 56-1111
- 頬娃町 36-1111
- 南さつま市市役所 53-2111
- 坊津支所 67-1441 金峰支所 77-1111
- 大浦支所 62-2111 笠沙支所 63-1111

鹿児島県 国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7-4 自治会館 電話番号 099-206-1084 FAX 099-206-1066 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
---------------------	--

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医・救急隊・緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (ご家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

8 利用者様へのお願い

- * 毎月、月初めにマイナンバーカード・健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の確認をさせていただきます。
- * マイナンバーカード・健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・限度額認定証・子ども医療費助成金受給資格者証・特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定医療費医療受給者証・身体障害者手帳・重度心身障害者医療費助成金受給資格者証をお持ちの方は、**変更があった場合は必ず提示してください。**
- * 市町村へ、利用者様・御家族の同意を得た上で、訪問看護情報提供をする場合があります。これは、訪問看護ステーションと市町村の実施する保健福祉サービス及び保健所等の実施するサービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進する為のものです。

9 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は老人保健法上、利用者的心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

*利用料金負担

利用者からいただく利用者負担は医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

◆利用者負担金（医療保険法定利用料）

後期高齢者医療制度	75歳以上(後期高齢者／65歳以上の寝たきり等の患者含む)	一般・低所得者	1割
		一定以上所得者	2割
		現役並み所得者	3割
	70～74歳以上 (高齢受給者)	一般・低所得者	2割
		現役並み所得者	3割
	6歳・4月(義務教育就学後)～69歳		3割
	0～6歳・3月末以前(義務教育就学前)		2割

◆基本利用料金

医療保険		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降(看護師)	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1日1回につき)	外泊中の訪問看護	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算 (週1回、週3回)	対象拡大あり15歳未満の重症児(週3回)	520円	1,040円	1,560円
難病等複数回訪問加算(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様)	1日2回訪問	450円	900円	1,350円
	1日3回以上の訪問	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算(週1回)	複数名の看護職員訪問時	450円	900円	1,350円
乳幼児加算(1日につき)	6歳未満の乳幼児 〃(厚生労働大臣が定める者)	130円 180円	260円 360円	
退院時共同指導加算	1回または2回	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	1回	600円	1,200円	1,800円
	90分超える場合	840円	1,680円	2,520円
訪問看護情報提供療養費(1回/月)	本人・ご家族の同意の(有・無)	150円	300円	450円
訪問看護ベースアップ評価料	月1回	78円	156円	234円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	5円	10円	15円

◆保険適応外料金

交通費	事業所から	5 km未満	100円
		5～10 km未満	150円
		10～25 km未満	200円
		25 km以上	250円

理学療法士等の訪問に関する確認事項

厚生労働省より2018年度診療報酬改定に関する概要が発表されました。その中で訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について以下のような改定内容となりました。

- ア 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者様については、利用者様の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携作成することとする。
- イ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始や利用者様の状態の変化に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者様の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者様等に説明し、同意を得ることとする。
1. 訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携をとつての作成が必要となるため、当ステーション看護師が計画作成のために一度訪問いたします。その後は、体調・環境の変化などございましたら、その都度看護師が訪問、もしくは通達より3か月に1回の訪問をいたします。
 2. 現在の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますので、ご協力をお願い申し上げます。
 3. 利用者的心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は当ステーション看護師が行うことを原則とします。

上記の契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に、責任を持って行います。

事業者乙 住所 鹿児島県南九州市川辺町田部田 4862-3
事業者（法人）名 医療法人 菊野会
事業所名 川辺訪問看護ステーション小菊
（事業所番号） 4664390046
代表者名 医療法人 菊野会 理事長 菊野 竜一郎 印

説明者 職名
氏名 印

（ご 利 用 者）

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について川辺訪問看護ステーション小菊より説明を受け、内容を確認し、同意しました。

私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

利用者甲 住所
氏名 印
代理人（選任した場合） 住所
氏名 印 (続柄：)

苦情・相談窓口一覧

1 サービス事業者への相談

サービス計画の「連絡」「調整」等を行っているケアマネジャーのほか、介護サービスを実際に提供している居宅介護サービス事業所や介護保険施設に直接相談してください。

2 市町村への相談

市町村は、介護保険の実施機関であり、利用者にとって最も身近な行政機関で、介護サービスの相談や苦情があった場合は、サービス事業者を調査し、必要な改善について指導や助言を行います。

3 国保連合会への相談

国保連合会は、次の相談・苦情について受付けます。

- ・ 介護保険法上の指定サービスであること
- ・ 市町村域を超える場合
- ・ 市町村が取り扱うことが困難な場合
- ・ 国保連合会での処理を特に希望する場合

上記の場合等において、サービス事業者を調査し、必要な改善について指導や助言を行います。

下記までご連絡ください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会

Tel:099-213-5122 fax:099-213-0817

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7-4 (県市町村自治会館内)

保険者一覧

保険者番号	保険者名	電話番号	郵便番号	住所
462044	枕崎市	0993-72-1111	898-8501	枕崎市千代田町27
462200	南さつま市			
	本庁	0993-53-2111	897-8501	南さつま市加世田川畑2648
462200	笠沙支所	0993-63-1111	897-1301	南さつま市笠沙町片浦808
462200	大浦支所	0993-62-2111	897-1201	南さつま市大浦町2071
462200	坊津支所	0993-67-1441	898-0211	南さつま市坊津町久志2422-1
462200	金峰支所	0993-77-1111	899-3492	南さつま市金峰町尾下1650
462119	穎娃町	0993-36-1111	891-0792	穎娃町牧之内2830
462119	知覧町	0993-83-2511	897-0392	知覧町郡6204
462119	川辺町	0993-56-1111	897-0215	川辺町平山3234